7－2 いじめ問題総合対策計画

令和8年度 大野城市立みずほ中学校 いじめ防止基本方針

大野城市立みずほ中学校

1 いじめ防止に対する基本方針

（1） いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

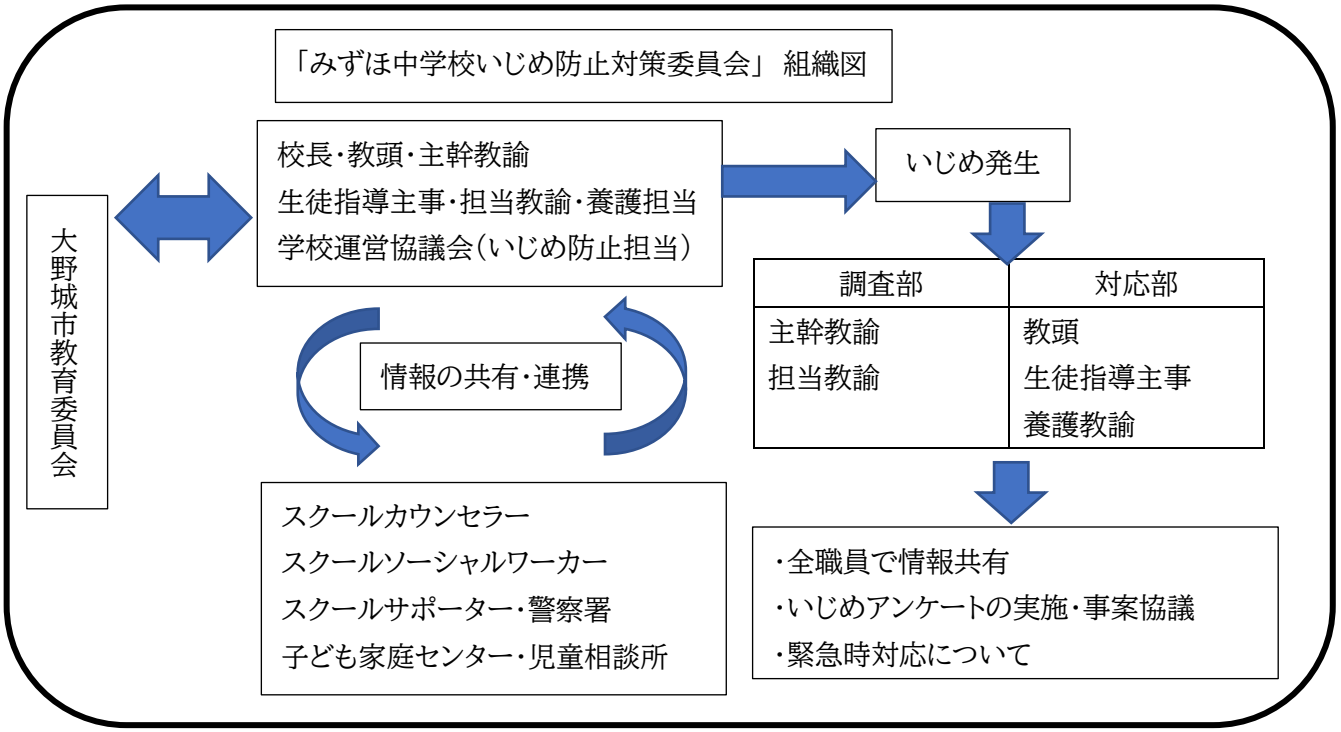
【「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）より】

（2） いじめ防止に対するみずほ中学校の考え方

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援する。いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となり、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

本校では、管理職のリーダシップのもと、全教職員が一丸となって、生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係がつくれるような支援に努める。また、生徒が集団の一員としての自覚と自信をもてるような教育的支援を意図的に実施し、生徒の自己肯定感を育むことで「いじめを生まない土壌づくり」ができるようにする。そして、学校が家庭、地域社会、関係機関と密に連携を図ることで、いじめの未然防止と早期発見、早期対応ができるようにする。

2 いじめの防止等の推進体制



3 いじめ防止対策委員会を中心とした年間計画

月	未然防止 （プロアクティブ）	早期発見の取組 （リアクティブ）	いじめ問題などに 関する校内研修の充実	教育相談体制の整備	評価
4 月	・教育相談① ・まどかタイム観察 ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会 ・いじめ基本方針の説明	・教育相談アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・校内研修会 ・いじめや問題行動等に関する共通認識 ・教育相談の実施方法について共通理解	・教育相談① ・個別の教育支援計画等を参考にしながら生徒との人間関係つくりの推進	
5 月	・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・被害者の視点に立った指導のあり方について周知徹底	・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
6 月	・SC面談 ・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・保護者アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・生徒、保護者アンケートの結果から生徒への支援のあり方について	・SC面談 ・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
7 月	・教育相談② ・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・安全教育（ネット） ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・FF 調査 ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・1 学期の総括と課題 ・2 学期の取組について	・教育相談② ・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
8 月		・個別相談	・校内研修会 ・前期学校評価の分析		
9 月	・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談		・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
10 月	・SC面談 ・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談 ・FF 調査		・SC 面談 ・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
11 月	・教育相談③ ・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・保護者アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・生徒、保護者アンケートの結果から生徒への支援のあり方について	・教育相談③ ・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
12 月	・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・2学期の総括と課題 ・3 学期の取組について	・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	

1 月	・教育相談④ ・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談 ・FF 調査		・教育相談④ ・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
2 月	・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・安全教育（多様性） ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・保護者アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・生徒、保護者アンケートの結果から生徒への支援のあり方について	・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	
3 月	・まどかタイム観察 ・SELタイム ・毎日の記録 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談アンケート ・毎日の記録 ・個別相談 ・SC への相談	・3学期の総括と課題 ・来年度の取組について	・職員連絡会を通して生徒の実態把握と関係機関等との連携	

4 いじめの重大事態への対応

（1） 重大事態の意味

・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※ 自殺の企画、身体への重大な傷害、金品等への重大な被害、精神性疾患への罹患などのケースが想定される。

・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 「相当の期間」は年間 30 日を目安とする。（「いじめ防止対策推進法　第28条」より）

（2） 基本的な流れ

① 重大事態が発生した場合、ただちに大野城市教育委員会に報告する。
② 大野城市教育委員会と協力、連携しながら調査を進める。
③ 速やかに「いじめ防止対策推進委員会」を招集し、調査協力及び調査結果について協議を行う。
④ 大野城市いじめ防止基本方針のⅣ重大事態への対処に沿って対応する。
⑤ 関係機関と連携し、被害の拡大を防ぎ、健全な学校生活へつなげる。